

後期高齢者医療制度における財政支援の拡充に関する意見書（案）

後期高齢者医療制度は、改定ごとに保険料の引上げが続いており、平成26年度からは更に保険料の大幅な引上げが検討されている。この間、保険料が支払えず差押えとなった者も数多くいるような状況にあり、これは、75歳という年齢により従来の保険から切り離し、重い負担を強いることで、言わば、より手厚く丁寧な医療が必要となる高齢者に対し、病院に行くのを我慢させるようなものである。

本年6月、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、国に対し、「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出し、被保険者、現役世代、地方公共団体に対し過度の負担を強いることがないように、国として万全の対策を講ずること、現行制度における保険料軽減措置については、安定化を図る観点から恒久的な制度とし、全額国費とすること、見直しに当たっても被保険者を取り巻く環境を十分考慮し、慎重に行うことなどを要望している。

高い保険料を支払うことで、医療費の窓口負担が支払えなくなるというようなことはあってはならない。何より命を大事にするという立場で、被保険者、現役世代及び地方公共団体の負担を軽減し、誰もが安心して医療を受けられるよう、国の役割が求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、後期高齢者医療制度における財政支援を拡充するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		